



～ 亡くなった母の遺産・借金はどうやって探せばいいの? ～

弁護士 丸谷 誠

【相談事例】

先日、母が他界しました。父は既に5年前に亡くなっています。母は最期まで元気だったため、財産の管理も自分でしていました。そのため母がどのような遺産を残したのかが、はっきりしません。どのように調べたらよいでしょうか。

【解決方法】

- 1 まず、遺言がないか確認しましょう。遺言書には自ら残す遺産の内容が書いている場合が多いです。公正証書遺言であれば公証人役場に問い合わせれば教えてくれます。自筆で書いた遺言の場合は、金庫に保管されていることが多いですが、神棚に置かれていたというケースもあるようです。
- 2 次に、不動産についてです。金庫に権利証が入っている場合がありますが、情報が古い場合が多いため、地番や家屋番号を確認して、法務局で全部事項証明書を取り寄せましょう。既に誰かに移転した権利証なのか、現在、担保に取られているのかなどの情報が書いてあります。誰かに売却した形跡があれば、その代金はどこにいったのか、ということになりますし、担保に取られていれば、借金の存在を知る手掛かりになります。また、固定資産税納付書が見つければ、市役所などにある「名寄帳」から被相続人が所有していた土地や建物をまとめて知る手がかりになります。
- 3 預貯金・有価証券（株式）についてです。預貯金が見つかったら、被相続人が利用していた金融機関の支店に「預金残高証明書」を発行してもらい現在残高を確認します。もし、通帳が見つからない場合は、利用していた可能性のある金融機関に問い合わせをする必要があります。クレジットカードや、光熱費等の引き落とし明細書などが見つければ、そこから利用していた金融機関が判明することもあります。

4 借金の存在についても調べる必要があります。借金の調査が最も苦勞します。

あまり知られたくないという思いから隠している場合が多いからです。まず、契約書やキャッシュカード、利用明細などがいないかを確認します。それらのものがあれば、すでに支払い済みなのか、借金が残っているのかを調べる必要があります。また、クレジット情報を管理している「個人情報信用機関（JIC、CICなどと言います。）」に対して、問い合わせをすれば、個人情報信用機関に加盟しているクレジット会社に該当があるか否かを広く調査することができます。

【最後に】

残された立場からすると、遺産調査は大変苦勞します。また、せっかく遺産分割が終わっても後から借金が出てきたり、財産が出てくると、もう一度話し合いをする必要があります。今、「終活」や「エンディングノート」などが注目されていますが、残された遺族が苦勞しないためにも、準備できることはしたほうがいいと思います。

